津島市内小・中学校の保護者の皆様へ

教職員との連絡・面談に当たってのお願い

令和８年１１月
津島市教育委員会

学校と家庭、学校と地域の間での報告・連絡・相談の大切さが求められる時代となっています。困難と思われる事案も話を聞き合うことで乗り越えられることがあります。一方で一部の保護者の方により、理不尽な要求が繰り返されることもあります。そのような場合に対応するため、市教育委員会（以下市教委）と学校でルールをつくりました。保護者の皆様には、以下の事項について一読していただき、ご理解・ご協力をお願いします。

① 学校への連絡・面談は、原則として教職員の勤務時間内（学校によって異なります。始業…8:10～8:30　終業…16:40～16:55）にお願いします。
② 面談等は教職員と保護者の双方であらかじめ調整した日時に行うことを原則とします。（面談なら 45 分、電話なら 30 分を最長とします）
③ 複数の教職員で対応し、相談内容については学校内で共有します。
④ 教職員との面談の場合、市教委の職員（指導主事・スクールソーシャルワーカー・教育支援センター指導員）など外部の者が同席する場合もあります。また録音をさせていただくこともあります。
⑤ ご意見やご要望を頂いても学校として対応できないことや、対応を他の専門機関に任せる方が望ましいことがあることをご理解ください。警察が関係している案件については、家庭での素早い対応をお願いします。
⑥ 長時間にわたる電話や同じ内容での頻繁なご連絡については、対応をお断りする場合もります。
⑦ 不当・違法な行為等が認められた場合には、直ちに面談等を中止し、学校から退去いただくことや、警察に通報することがあります。
⑧ ＳＮＳでの教職員に対する中傷があった場合、警察等に連絡させていただきます。

以下のような理不尽な要求はなさらないよう、ご協力をお願いします。なお市教委職員への連絡・面談も同様に対応させていただきます。

・身体的な攻撃（殴る・蹴る・つばを吐きかける・物を投げつける）
・精神的な攻撃（脅かし・侮辱的な言動・土下座の強要・ＳＮＳでの拡散やマスコミへの暴露を仄めかす）
・威圧的な言動（大声で攻める・にらむ・物をたたく・顔を近づけて圧力をかける・理不尽で過度な要求）
・継続的な、執拗な言動（頻繁なクレーム、当初の話のすりかえ・繰り返し・揚げ足取り・執拗なメール）
・拘束的な言動（長時間の拘束・居座り・長電話）
・性的な言動（猥褻な言動、教職員へのつきまとい・性を意識した暴言）
・教職員個人への攻撃・嫌がらせ（教職員個人の容姿や能力に関する中傷・ＳＮＳなどへの無断掲載）